

令和6年度

上尾市立鴨川小学校いじめ防止基本方針



目 次

はじめに	1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの基本認識	2
2 いじめに取り組むための組織	
(1) 設置目的	2
(2) 組織の構成員	2
(3) 活動内容	3
(4) 関係機関との連携	3
3 いじめの未然防止	
(1) 教師の言動・姿勢	4
(2) いじめを許さない学級づくり	5
(3) わかる授業づくり	5
(4) 道徳教育の推進	6
(5) 児童によるいじめ防止の取組	7
(6) ネットいじめへの対応	7
4 いじめの早期発見・早期対応	
(1) いじめの早期発見	7
(2) いじめに対する措置	8
(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底	11
(4) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進	11
(5) 重大事態への対応	12

はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でもどの児童にも起こりうることである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」に取り組んできた。

未然防止のため、いじめ問題は学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員共通理解での一貫した指導ができるよう、毎月定例の生徒指導委員会を開き、児童の様子を具体的に把握してきた。その際、毎月実施する児童対象のいじめに関するアンケート、学期に1回の保護者対象のアンケート、学級診断アセスメント（児童の学級満足度・学級生活意欲を把握）を有効活用した。また、児童の様子や変化等を見抜く力を高めるための教職員研修会の実施、毎月の教職員対象いじめ発見チェックリストの活用をしてきた。

上尾市立鴨川小学校いじめの防止基本方針（以下「鴨川小学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立鴨川小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 （いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、該当学年主任、学年担任、担任、学年職員、養護教諭

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく必要がある。

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

(ア) いじめが犯罪行為に該当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携

(ア) 犯罪に該当する事案を含む、いじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

(イ) 学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は、警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極

的に相談・通報を行う。

(ウ) 警察と情報共有・相談相談をする際は、原則、教頭が連絡窓口となる。

3 いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配りを行う

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。
などがあることに十分に留意する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 安心した学校生活を送るための配慮

児童の気持ちを共感的に受け止め、児童との関わりを多く持ち、いつもどこかで先生が見守ってくれているという安心感を与える。児童一人一人に、活躍の場を与えたり、役割を与えたりし、居場所づくりを工夫する。学級のルールをはっきりと示し、いけないことをした場合は毅然とした態度で対応する。

イ 意欲や元気の源を与える

授業を通し、分かる楽しさを与え、意欲や元気がわいてくるようにする。そのため、日頃から授業の工夫改善に努め、個に応じた指導をする。道徳や学級活動の充実を図り、自分のよさや友だちのよさ、一人一人の違った個性や違いを知り、それらを互いに認め合い、高め合える学級づくりをする。

ウ 問題解決能力・社会的能力を育てる

児童が自分の周りに起こる様々な問題を自力解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。そのため、問題解決的学習を計画的に行ったり、体験的活動を多く取り入れたりできるよう、教育活動を工夫する。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

ア 児童理解を深める工夫

児童理解を深め、一人一人の個性や発達段階を十分に把握しながら授業を進める。その際、特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

イ 学習意欲を高める工夫

児童の興味関心を強く誘発し、感動の伴った疑問、意欲を生じさせる教材提示のあり方や児童自らが課題追究してできるような学習形態を工夫する。

ウ 個を生かす活動の工夫

各自の考えを重視し、自ら課題解決の方法を見つけ、解決を試みる場の設定を工夫する。

エ 個の考えを深める活動の工夫

個々に解決した事柄をもとに、互いの考えを認め合い、磨き合わせる活動を工夫し、個と集団のかかわりを深めたり広めたりする。

オ 体験的な活動の工夫

どのような体験的活動をさせればよりよい内発的動機付けが図れ、その後の展開が有効になるかを工夫する。

カ 評価の工夫

確かな学力を育てる指導計画、指導方法、並びに個性重視の立場から捉えた個の高まりの評価を工夫する。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

ア 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

道徳教育の指導は、全教師が協力し、学校や学年が一体的に進めるものでなくてはならない。校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導について工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させる。

イ 体験的な活動を生かすなどの指導の工夫

集団宿泊やボランティア、自然体験などの体験活動を生かし、児童の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う。

ウ 魅力的な教材の開発や活用

先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行う。

エ 言葉を生かし考えを深める工夫

自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫する。

オ 情報モラルの問題に留意した指導

児童の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意する。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 上尾市『「いじめ根絶」小学生の誓い』の活用

上尾市『いじめ根絶』小学生サミット（平成29年8月25日）で作成された上尾市「いじめ根絶」小学生の誓いを全学級に掲示し、周知することで、児童のいじめ防止に係る意識を高める。

イ いじめについての話し合い

いじめに対する「行動宣言」を行い、「いじめを考える授業」や「いじめが起きないクラスづくり」等いじめについて議論し、正面から向き合うことができるような実践的な取組を行い、いじめのないクラスをつくる。

ウ 標語づくり

「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」や「人権標語」づくりに取組むことで、いじめや人権に対して自ら考えたり、学んだりし、よりよい学校・学級を作ろうとする意欲を高める。

エ 学級での継続的な取組

道徳科の時間等で「道徳ノート」を活用し、いろいろな立場や考え方があること、命の大切さを学ぶ。また、自分を振り返り内省することで、よりよい学校生活が送れるよう支援する。

オ 児童会等による取組

朝のあいさつ運動や集会活動、兄弟清掃を通して、なかよく楽しい学校生活を送るための活動を企画・運営する。また、「いじめ」についてのパネルディスカッション等を行い、全児童がいじめについて真剣に考える場の設定をする。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等の活用、全学年対象の情報モラル教室などを通し、適切なネット利用を啓発する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいをして行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、

背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目があるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

- ・ 学校の生活アンケート（児童対象）を毎月実施する。
- ・ 子供のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・ 子供のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

（2）いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

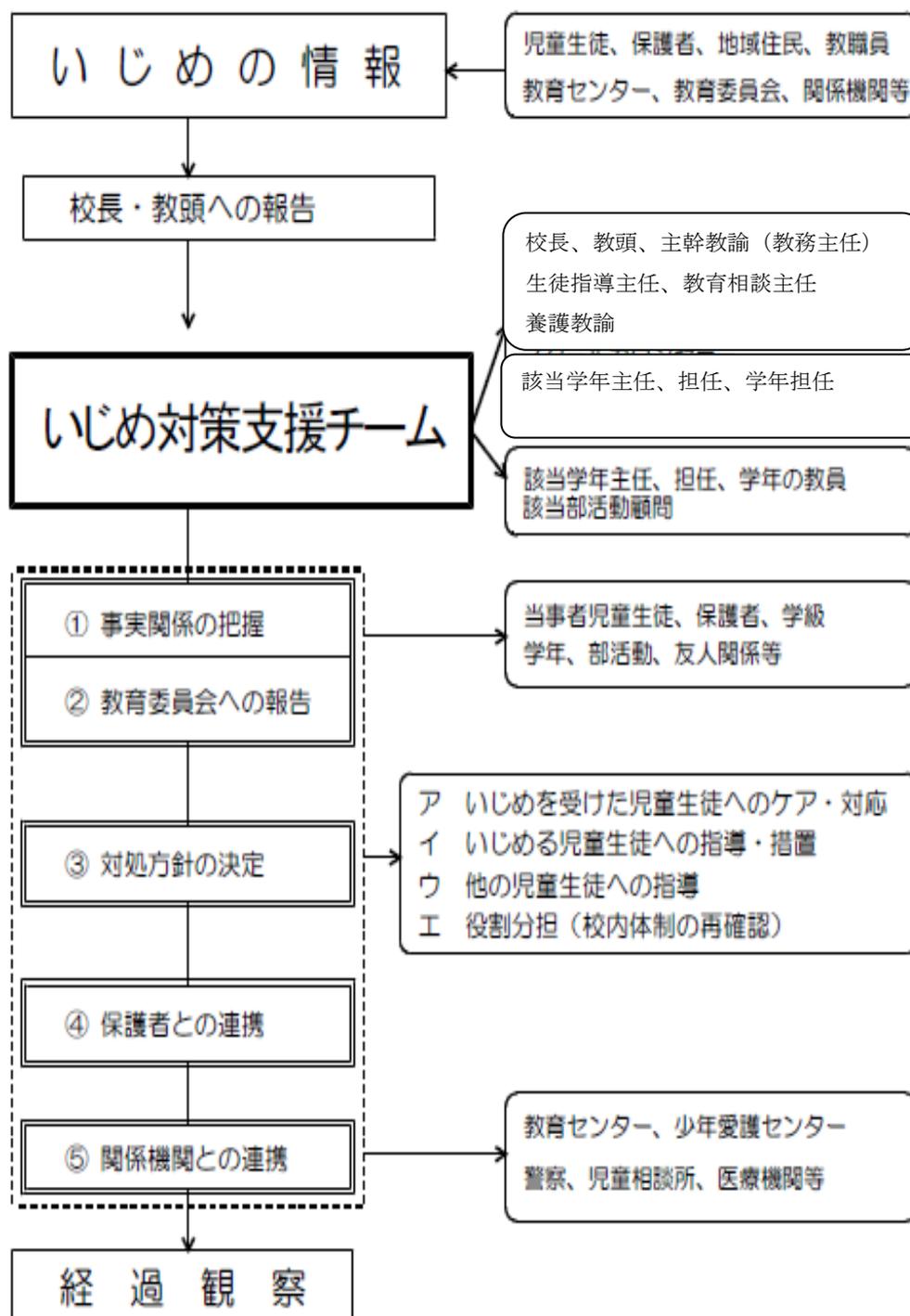
学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が

意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。



イ いじめの児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

ア 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

イ 学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

ウ 近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じていることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

エ 学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は、警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行う。

オ 警察との日常的な情報共有、相談体制を構築するため、学校は、連絡窓口となる担当職員を定める。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意する。

カ 警察への相談・通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談・通報を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談・通報の促進を図る。

(4) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

ア いじめが犯罪行為に該当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことによって、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

(5) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針において以下のように規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

- ① 重大事態発生への報告
 - ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 重大事態に対する調査組織の設置
 - ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。
- ③ 調査組織での事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な情報の提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
 - ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤ 調査結果の学校の設置者への報告
 - ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。